

コミュニティ活動に係る備品の貸出しに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高砂市連合自治会が所有する備品（以下「備品」という。）を各単位自治会及び各地区連合自治会等に対し無料で貸出しすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(備品の種類)

第2条 貸出しする備品は、別表のとおりとする。

(備品貸出しの対象)

第3条 備品貸出しの対象は、次の各号に掲げる団体が開催する事業で、政治、宗教又は営利を目的としないものとする。

- (1) 自治会、町内会で、高砂市連合自治会に加入しているもの又はこれが連合したもの
- (2) その他地域住民で組織する団体

(備品貸出しの申請)

第4条 備品の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高砂市連合自治会備品貸出許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を高砂市連合自治会長に提出しなければならない。

- 2 申請書は、使用しようとする日の7日前までに提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(備品貸出しの期間)

第5条 備品貸出しの期間は、申請書に記載の貸出日時から起算して15日以内とする。

(備品貸出しの許可)

第6条 申請書の提出があった場合、高砂市連合自治会長がこれを審査し、適当と認めるときは、申請者に高砂市連合自治会備品貸出許可書（様式第2号）を交付する。

(貸出備品の維持管理)

第7条 前条の規定により備品貸出しの許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、貸出備品に破損等が生じないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとし、破損等が生じたときは、直ちにその状況を高砂市連合自治会長に報告しなければならない。

- 2 貸出備品は、使用目的以外に使用してはならない。
- 3 使用者の責めに帰すべき理由により貸出備品に破損等が生じたときは、使用者は損害を賠償しなければならない。
- 4 貸出備品の使用中に発生した事故に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

(貸出備品の許可の取消し)

第8条 高砂市連合自治会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、備品の貸出しの許可を取り消し、貸出備品を返却させることができる。

(1) 不正な手段により備品貸出しの許可を受けたとき

(2) 高砂市連合自治会長が適当でないと認めるとき

(貸出備品の返却)

第9条 使用者は、貸出備品を返却日に必ず返却しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、返却日を変更しようとするときは高砂市連合自治会長の許可を受けなければならない。

附 則

この規程は、令和4年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月7日から施行する。

別表

備品名	規格	貸出可能数	備考
AI カメラ付 非接触体温計	幅 35cm×高さ 150cm	2	アルコール ディスペンサー 付属
サーキュレーター	幅 25cm×高さ 35cm	2	リモコン付属
空気清浄機	幅 35cm×高さ 65cm	2	—
アクリルパーテーション	幅 60cm×高さ 65cm	10	—
プロジェクター (ケース付)	幅 30cm×高さ 10cm	1	リモコン付属
スクリーン	幅 125cm×高さ 190cm	1	—
スピーカー	幅 30cm×高さ 30cm	1	—
図書 (お悩み解決編)	四六判 (256 ページ)	1	—
図書 (アフターコロナ編)	四六判 (256 ページ)	1	—
図書 (IT 活用編)	四六判 (232 ページ)	1	—